



4月24日「脱退パワハラ訴訟」の判決が言い渡されました。

東京高等裁判所は、東京地方裁判所での一審判決（原告1名に対するJR東日本での不当労働行為が認定され、使用者責任と損害賠償請求が認められた）を維持し「原告3名に対する不当労働行為」と「JR東日本の組織的関与」についての控訴を「棄却」しました。

私たち「輸送サービス労働組合」は、企業犯罪を根絶し、差別のない健全なJR東日本を取り戻すために、今後も運動を推し進めていきます！

「控訴棄却」一審判決を維持！

「脱退パワハラ訴訟」控訴審